

令和8年10月発行 第239号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



防災備蓄のための食品 大好きなお菓子と飲み物も 忘れないで

防災備蓄用の食品といえば、アルファ化米、缶詰・・・その上で、発災後の生活に役立ってくれるのは「いつも食べている食品」です。

■多めに買って、使って、その分補充して

日頃食べている食品を多めに買って置き、賞味期限順に使用し、使った分を買い足す・・・これを繰り返していきます。(ローリングストック)



■たとえば・・・

- ・日持ちのする野菜（ジャガイモ、玉ネギなど）
- ・パスタやそばなどの乾麺、乾燥わかめなどの乾物
- ・ご飯のお供に梅干し・のり
- ・野菜ジュースやロングライフ牛乳
- ・大好きなお菓子や飲み物
- ・ラップや食品用ポリ袋も多めに



非常用食品と名のついた物だけではなく、可能な範囲で「いつも食べているもの」を食べて栄養をとり、少しでも、ほっとできる気持ちとなりますように。

近くの店で特売の日があったら、1品、多く買って置きましょう。

参考：「くらしの豆知識 2026年版：(独) 国民生活センター」 イラスト：いらすとや

消費者センターの相談の窓口から

公安の指定を受けていない教習所では
技能試験が受けられません！！



イラスト：いらすとや

～自動車教習所選びは慎重にしましょう～

【相談事例】

ネットで自動車教習所を検索し、見つけた自動車教習所の無料説明会にウェブから申し込んだ。自動車教習所に出向きスタッフから「最短 12 日で免許取得が可能だ」「本日契約すれば7万円割引にする」と説明された。安くて早く免許が取得できると思い契約し、契約金20万円はクレジットカードで決済した。学科の受講は予定どおり進んだが、技能講習の予約が埋まっていたなかなか取れず、思ったように進まない。教習所に問い合わせたら、仮免許試験は教習所で受けられず試験場に行かなければいけないことが分かった。

試験に合格しなければさらに講習を受ける必要があるし、追加料金が必要になる。中途解約して、ほかの教習所に通いたい。一部でも返金してほしい。

【アドバイス】

近年、自動車教習所に関する相談が増加傾向にあります。

自動車教習所には公安委員会指定の教習所（公認校）と指定されていない教習所（非公認校）があります。

○公認校では仮免許試験を受験でき、9か月以内に卒業すれば運転免許試験場での技能試験は免除されます。

○非公認校は廉価な料金であることが多いですが、仮免許・免許の技能試験は免除されず、運転免許試験場で受ける必要があります。

契約の際は、料金だけで判断せず、教習所のタイプ、予約の取りやすさ、免許取得までの所要期間、追加料金の有無、解約条件などをしっかり確認しましょう。分からないことや疑問に思った点は、教習所に必ず確認したうえで、自分に合う教習所と契約しましょう。相談の事例は中途解約を申し出たところ、精算され、一部返金されました。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

